

【インターネットで確定申告「e・Tax」のご利用について】

e・Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用できるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe・Taxで送信することができます。

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の

取得や、カードを読み取るための「ICカードリーダーライター」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月から、e・Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続もできるようになっています。他にも、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面を利用して確定申告

書の作成ができます。

更に、令和3年分確定申告（令和4年1月上旬）からマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）

操作に関して詳しいことは、e・Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-0115901）までお問い合わせください。

【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】（住民税申告についても同様）

令和3年分の所得税等の確定申告期間は、令和4年2月16日（水）から3月15日（火）です。確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

① 令和3年分の申告書に、納税者のマイナンバーを記載して提出します。

② 納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。

③ 申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付が必要です。（e・Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。）

■ 納税者のマイナンバーカードの写し

■ 納税者の「通知カードの写し（令和2年5月25日での廃止以降、記載情報と現況に相違のないものに限る。）又はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書」+「運転免許

証等の写真付身分証明書の写し等」

※控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

④ 確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には「マイナンバー」欄は追加しないこととしています。

